

後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した

被用者等に対する傷病手当金の支給について

1. 経緯

- ・令和2年3月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課より事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」にて、支給の検討を依頼される。
- ・令和2年3月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課より事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」にて、条例参考例、事務フロー例及びQ&Aが示される。
- ・千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例改正
公布日及び施行日 令和2年5月1日

2. 事業実施主体

千葉県後期高齢者医療広域連合

3. 支給要件等

- ・対象者……被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- ・支給要件……労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- ・支給額……直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
- ・適用期間……令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

4. 条例改正概要

千葉県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金の支給を実施することに伴い、市が申請書の受付事務を行うため、我孫子市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

5. 予算措置

千葉県後期高齢者医療広域連合

（なお、傷病手当金の支給は千葉県後期高齢者医療広域連合が行うため、市の予算措置はありません。）